



熊本県公報

第13109号
令和4年(2022年)
3月8日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退…………… (高齢者支援課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 2

公 告

- 土地改良事業(維持管理)計画の変更…………… (農村計画課) 2
- 土地改良区の役員を選任等…………… (") 2
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 2
- 八代港港湾計画の軽易な変更の概要…………… (港湾課) 3

登 載 依 頼

- 熊本工業高校実習棟二号館への実習機器等物品移転業務の一般競争入札に係る落札者等の決定…………… (熊本工業高等学校) 4
- 熊本県警察の組織に関する規則等の一部を改正する規則…………… (警察本部生活環境課) 4
- 熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 16
- 熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程…………… (") 17
- ダム・発電所監視用通信回線の調達に係る一般競争入札落札者等…………… (企業局総務経営課) 18

告 示

熊本県告示第164号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和4年(2022年)3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|--|--|----------|-----------------|
| 就労継続支援B型事業所 なぎさの風 八代麦島事業所 八代市麦島東町10-17 | NPO法人 なぎさの風 八代市袋町1番45号 いずみビル2階 泉 乃介 | 就労継続支援B型 | 令和4年(2022年)3月1日 |

熊本県告示第165号

次のとおり健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。

令和4年(2022年)3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 施設の名称及び所在地 | 開設者の名称 | 辞退年月日 | サービスの種類 |
|------------|------------|---------|---------|
| 中邑医院 | 医療法人社団 泰心会 | 令和4年(20 | 介護療養型 |

| | | |
|---------------------|----------------|------|
| 天草市久玉町1411番地 133 | 22年) 2月2 8日 | 医療施設 |
|---------------------|----------------|------|

熊本県告示第166号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和4年（2022年）3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町柚木字寺ノ前1294番・1313番・1314番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2)立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第167号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
令和4年（2022年）3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|--------------------------|--|----------|------------------|
| 煌樹 天草市栖本町馬場374 2-2 | 一般社団法人 光輪 天草市栖本町馬場374 2-2 真西 淳正 | 就労継続支援A型 | 令和4年（2022年）3月31日 |

公 告

熊本県公告第146号

令和3年（2021年）7月16日付けで宇城市松橋町に事務所を置く松橋町外一ヶ町土地改良区理事長本崎弘から申請のあった松橋町外一ヶ町土地改良区土地改良事業（維持管理）計画の変更については、令和4年（2022年）2月25日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第11項により公告する。
令和4年（2022年）3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第147号

天草市に事務所を置く五和町土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。
令和4年（2022年）3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|----------|-------|-------------------|
| 退任 監事 | 本多 幸人 | 天草市五和町城河原2丁目684番地 |

熊本県公告第148号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の

規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|------------|--------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 有限会社エムケーファーム | 菊池郡大津町杉水向 | 菊池郡大津町大字杉水字水溜3225番ほか21筆 |
| 日吉 二代 | 菊池郡大津町町 | 菊池郡大津町大字町字町ノ前77番1ほか1筆 |
| 坂本 静明 | 菊池郡大津町引水 | 菊池郡大津町大字陣内字弓立838番2ほか2筆 |
| 田端 雅充 | 上益城郡嘉島町下六嘉 | 上益城郡嘉島町大字下六嘉字百海1242番ほか1筆 |
| 金澤 清二 | 上益城郡嘉島町下六嘉 | 上益城郡嘉島町大字下六嘉字御供田215番 |
| 金澤 清二 | 上益城郡嘉島町下六嘉 | 上益城郡嘉島町大字下六嘉字御供田216番 |
| 工藤 公裕 | 上益城郡嘉島町下六嘉 | 上益城郡嘉島町大字下六嘉字御供田244番 |

2 認可年月日

令和4年(2022年)2月28日

熊本県公告第149号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9号の規定により、八代港港湾計画の軽易な変更の概要を次のとおり公示する。

令和4年(2022年)3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 八代港港湾計画の軽易な変更の概要

(1) 公共埠頭計画

内港地区

水深7.5メートル岸壁1バース 延長130メートル [既設の変更計画]

埠頭用地 面積2ヘクタール(荷さばき施設用地及び保管施設用地) [既設の変更計画]

変更前

既設

水深7.5メートル岸壁2バース 延長260メートル

埠頭用地 面積3ヘクタール(荷さばき施設用地及び保管施設用地)

(2) 危険物取扱施設計画

内港地区

水深7.5メートル岸壁1バース 延長130メートル [既設の変更計画]

埠頭用地 面積1ヘクタール [既設の変更計画]

危険物取扱施設用地 面積1ヘクタール [新規計画]

(3) 土地造成及び土地利用計画

土地利用計画

(単位:ヘクタール)

| 土地利用区分 | | 埠頭用地 | 港湾関連用地 | 工業用地 | 都市機能用地 | 交通機能用地 | 危険物取扱施設用地 | 合計 |
|--------|------|------|--------|------|--------|--------|-----------|------|
| 地区名 | | | | | | | | |
| 変更後 | 内港地区 | (22) | (21) | (2) | | (4) | (2) | (51) |
| | | 22 | 21 | 2 | 6 | 4 | 2 | 57 |
| 変更前 | 内港地区 | (23) | (21) | (2) | | (4) | (1) | (51) |
| | | 23 | 21 | 2 | 6 | 4 | 1 | 57 |

- (注) 1 ()は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。
 2 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
 3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。
- 2 港湾計画の縦覧の場所
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部河川港湾局港湾課

登載依頼

熊本県教育委員会公告第17号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年(2022年)3月8日
 熊本県立熊本工業高等学校長 柿下耕一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
 熊本工業高校実習棟二号館への実習機器等物品移転業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 熊本県立熊本工業高等学校(管理棟1階 事務室)
 熊本県熊本市中央区上京塚町5番1号
- 3 落札者を決定した日
 令和4年(2022年)1月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
 ブルームビルド株式会社
 宮城県黒川郡大和町杜の丘三丁目2番地の6
- 5 落札金額
 16,421,900円(消費税及び地方消費税額1,492,900円)
- 6 契約の相手方を決定した手続き
 一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
 令和3年(2021年)12月10日

熊本県公安委員会規則第4号

熊本県警察の組織に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年(2022年)3月8日
 熊本県公安委員会委員長 下山史一郎

- 熊本県警察の組織に関する規則等の一部を改正する規則
 (熊本県警察の組織に関する規則の一部改正)
- 第1条 熊本県警察の組織に関する規則(平成6年熊本県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
 第13条第9号中「銃砲」を「銃砲等」に改める。
- (熊本県公安委員会公印規則の一部改正)
- 第2条 熊本県公安委員会公印規則(平成13年熊本県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。
 別表の熊本県公安委員会印の項中「契印」の次に「及び表示措置命令書控とクロスボウ番号標との契印」を加える。
- (銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則の一部改正)
- 第3条 銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則(平成21年熊本県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。
 第4条の見出し中「申請書」を「空気銃所持許可申請書」に改める。
 第4条の次に次の1条を加える。
 (クロスボウ所持許可申請書の添付書類)
- 第4条の2 法第4条第1項第1号の規定によりクロスボウの所持の許可を受けている場合であつて、当該クロスボウについて同項第5号の3の規定による許可を受けようとするときは、添付書類として申立書(別記様式第2号の2)を提出するものとする。
- 第6条の表診断の対象者の欄中「介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2」を「介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項」に改める。
- 第8条中「若しくは法第9条の13第1項」を「、法第9条の13第1項若しくは法第9条の16第1項」に改める。
- 第9条第1項中「法第5条の2第3項第2号」の次に「又は第3号」を加え、「この条において」を削り、同条第3項を削る。
- 第9条の次に次の2条を加える。
 (クロスボウ講習会)
- 第9条の2 法第5条の3の2第1項に規定する講習会(以下この項において「クロス

別記様式第1号 (第3条関係)

届出済証明書亡失等届出書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所
氏名

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第5条第3項 第6条第5項 の規定により、次のとおり届け
出ます。

| | | | | | |
|--|--------------|------|--|---------|--|
| 届出の種類 | 亡失 ・ 盗難 ・ 滅失 | | | | |
| 交付番号及び 交付年月日 | 年 月 日 | | | | |
| 事業場の名称 及び所在地 | | | | | |
| 所持させようとする 銃砲若しくはク ロスボウ又は刀 剣類の種類 | | | | | |
| 使 用 人 | 本籍 | | | | |
| | 住所 | | | | |
| | 氏名 | 生年月日 | | | |
| 人 命 救 助 等 従 事 者 | 氏名 | 生年月日 | | 届出人との関係 | |
| | 氏名 | 生年月日 | | 届出人との関係 | |
| | 氏名 | 生年月日 | | 届出人との関係 | |
| | 氏名 | 生年月日 | | 届出人との関係 | |
| | 氏名 | 生年月日 | | 届出人との関係 | |

備考 用紙の大きさは、日本産業企画A列4番とする。

別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

別記様式第2号の2 (第4条の2関係)

| | |
|---|--|
| 申 立 書 | |
| 年 月 日 | |
| 熊本県公安委員会 殿 | |
| 住所 職業 氏名 | |
| <p>私は、次のクロスボウについて銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けていますが、当該クロスボウについて更に申請しようとする同項第5号の3の規定による許可を受けた日をもって同項第1号による許可が失効することを承知しています。</p> | |
| 許 可 番 号 | |
| クロスボウ番号 | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号中「ライフル銃 ・ 散弾銃 ・ 空気銃 ・ 刀剣類」を「ライフル銃 ・ 散弾銃 ・ 空気銃 ・ 刀剣類 ・ クロスボウ」に改める。
別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第11号（第10条関係）

委 嘱 状

殿

あなたを銃砲刀剣類所持等取締法
第5条の3第1項に規定する猟銃及び
空気銃の取扱いに関する講習会の講
師として委嘱します。

年 月 日

熊本県公安委員会

別記様式第11号の次に次の2様式を加える。
別記様式第11号の2（第10条関係）

委 嘱 状

殿

あなたを銃砲刀剣類所持等取締法
第9条の14第1項に規定する年少者
射撃資格の認定のための講習会の講
師として委嘱します。

年 月 日

熊本県公安委員会

別記様式第11号の3（第10条関係）

委 嘱 状

殿

あなたを銃砲刀剣類所持等取締法
第5条の3の2第1項に規定するクロス
ボウの取扱いに関する講習会の講師
として委嘱します。

年 月 日

熊本県公安委員会

別記様式第16号の次に次の1様式を加える。

別記様式第16号の2（第14条関係）

| | | |
|---|-----------------|--------|
| 熊本県公安委員会達第 | 号 | |
| | | 住 所 |
| | | 氏 名 |
| | | 年 月 日生 |
| クロスボウ射撃資格認定取消通知書 | | |
| 年 月 日付け第 | 号で認定したクロスボウ射撃資格 | |
| 認定は、次の理由により取り消します。 | | |
| 理 由 | | |
| 年 月 日 | | |
| 熊本県公安委員会 印 | | |
| 教 示 事 項 | | |
| 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。 | | |
| 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。 | | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第22号及び別記様式第23号を次のように改める。

別記様式第22号(第19条関係)

(表)
届出台帳

| | | |
|-----|--|--|
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 捕鯨用標識銃等製造届出台帳 | <input type="checkbox"/> 捕鯨用標識銃等販売届出台帳 |
| | <input type="checkbox"/> クロスボウ製造届出台帳 | <input type="checkbox"/> クロスボウ販売届出台帳 |
| | <input type="checkbox"/> 刀剣類製作届出台帳 | |

| 届 出 番 号 | 第 号 | 届 出 年月日 | 年 月 日 | | 廃 業 年月日 | 年 月 日 | |
|------------|-------------------------|------------|--|--|------------|-------|--|
| | | | 住所(法人にあっては 主たる事務所の所在地) | | | | |
| 事 業 者 | 事業所の名称 | | | | | | |
| | 氏名(法人にあっては その代表者の氏名) | | | | | | |
| | 届出事業名 | | | | | | |
| 事 業 内 容 | 銃砲若しくはクロスボウ又は刀剣類の種類 | | | | | | |
| | 種類別の月間予定 | | 銃砲製造数 銃砲販売数 クロスボウ製造数 クロスボウ販売数 刀剣類製作数 | | | | |
| | 変 更 項 | | | | | | |

熊本県公安委員会

備考

- 1 区分欄は、該当する口に印を付けること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

| 交付番号 | 交付年月日 | 本籍及び住所 | 氏名及び 生年月日 | 男女 の別 | 備 考 |
|------|-------|--------|--------------|----------|-----|
| | 年 | | | 男 | |
| | 月 日 | | 年 月 日 | 女 | |
| | 年 | | | 男 | |
| | 月 日 | | 年 月 日 | 女 | |
| | 年 | | | 男 | |
| | 月 日 | | 年 月 日 | 女 | |
| | 年 | | | 男 | |
| | 月 日 | | 年 月 日 | 女 | |
| | 年 | | | 男 | |
| | 月 日 | | 年 月 日 | 女 | |
| | 年 | | | 男 | |
| | 月 日 | | 年 月 日 | 女 | |
| | 年 | | | 男 | |
| | 月 日 | | 年 月 日 | 女 | |

附 則
この規則は、令和4年3月15日から施行する。

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和4年3月8日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第1号

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
 第1条 熊本県へき地手当等に関する規則（平成6年熊本県人事委員会規則第22号）の
 一部を次のように改正する。

別表第4小学校の部荻北町の項の前に次のように加える。

| | |
|-----|------|
| 球磨村 | 渡小学校 |
|-----|------|

第2条 熊本県へき地手当等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第12条関係）

へ き 地 学 校 表

| 校 別 | 市 町 村 | へ き 地 学 校 | 級別区分 |
|-------|------------|-------------|-------|
| 小 学 校 | 八 代 市 | 泉第八小学校 | 4級 |
| | | 泉小学校 | 1級 |
| | 水 俣 市 | 久木野小学校 | 1級 |
| | | 天 草 市 | 天草小学校 |
| | 御所浦小学校 | | 2級 |
| | 牛深小学校 | | 1級 |
| | 牛深東小学校 | | |
| | 河浦小学校 | | |
| | 上 天 草 市 | 湯島小学校 | 3級 |
| | | 姫戸小学校 | 1級 |
| | | 龍ヶ岳小学校 | |
| | 美 里 町 | 励徳小学校 | 1級 |
| | 南 小 国 町 | りんどうヶ丘小学校 | 1級 |
| | 山 都 町 | 蘇陽小学校 | 2級 |
| | | 清和小学校 | 1級 |
| | | 蘇陽南小学校 | |
| | 芦 北 町 | 大野小学校 | 2級 |
| | | 海路小学校上原分校 | |
| | | 佐敷小学校伏木氏分校 | 1級 |
| | | 海路小学校 | |
| | 多 良 木 町 | 槻木小学校 | 2級 |
| | | 黒肥地小学校柳野分校 | 1級 |
| | | 宮ヶ野小学校 | |
| 水 上 村 | 湯山小学校 | 1級 | |
| 五 木 村 | 五木東小学校 | 1級 | |
| 中 学 校 | 八 代 市 | 泉中学校 | 1級 |
| | | 天 草 市 | 天草中学校 |
| | 御所浦中学校 | | 2級 |
| | 牛深中学校 | | 1級 |
| | 牛深東中学校 | | |
| | 河浦中学校 | | |
| | 上 天 草 市 | 湯島中学校 | 3級 |
| | | 姫戸中学校 | 1級 |
| | | 龍ヶ岳中学校 | |
| | 山 都 町 | 蘇陽中学校 | 2級 |
| | | 清和中学校 | 1級 |
| | 五 木 村 | 五木中学校 | 1級 |
| | 義務教育学 校 | 産 山 村 | 産山学園 |
| 高 森 町 | | 高森東学園義務教育学校 | 3級 |
| 共同調理場 | 天 草 市 | 天草学校給食センター | 3級 |

| | | | |
|-----|------|--------------------|----|
| | 上天草市 | 御所浦学校給食センター | 2級 |
| | | 牛深学校給食センター | 1級 |
| | | 湯島共同調理場 | 3級 |
| | | 姫戸共同調理場 | 1級 |
| | | 龍ヶ岳共同調理場 | |
| 産山村 | | 産山村学校給食センター | 1級 |
| 高森町 | | 高森東学園義務教育学校給食共同調理場 | 3級 |

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第12条関係)

準 へ き 地 学 校 表

| 校 別 | 市 町 村 | へき地学校に準ずる学校 |
|-------|---------|--------------|
| 小 学 校 | 天 草 市 | 倉岳小学校 |
| | 上 天 草 市 | 維和小学校 |
| | 阿 蘇 市 | 波野小学校 |
| | 南 小 国 町 | 中原小学校 |
| | 小 国 町 | 小国小学校 |
| | 相 良 村 | 相良北小学校 |
| | 球 磨 村 | 渡小学校 |
| | | 一勝地小学校 |
| 苓 北 町 | 都呂々小学校 | |
| 中 学 校 | 天 草 市 | 倉岳中学校 |
| | 上 天 草 市 | 維和中学校 |
| | 阿 蘇 市 | 波野中学校 |
| | 小 国 町 | 小国中学校 |
| | 水 上 村 | 水上中学校 |
| | 球 磨 村 | 球磨中学校 |
| 共同調理場 | 上 天 草 市 | 維和共同調理場 |
| | 阿 蘇 市 | 波野学校給食センター |
| | 小 国 町 | 小国町学校給食センター |
| | 球 磨 村 | 球磨村学校給食共同調理場 |

別表第5を次のように改める。

別表第5 (第13条関係)

特 別 地 域 学 校 表

| 校 別 | 市 町 村 | 特別の地域に所在する学校 |
|-------|---------|--------------|
| 小 学 校 | 天 草 市 | 有明小学校 |
| | 上 天 草 市 | 教良木小学校 |
| 中 学 校 | 天 草 市 | 有明中学校 |

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の熊本県へき地手当等に関する規則の規定は、令和2年8月3日から適用する。

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年(2022年)3月8日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会告示第1号

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程
 熊本県職員等の給与簿取扱規程(昭和32年熊本県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第11条中「確認し記名押印するものとする」を「確認するものとする」に改める。

別記第1号様式及び別記第1号様式の2中「印」を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県企業局公告第2号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和4年（2022年）3月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称
ダム・発電所監視用通信回線の調達
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企業局総務経営課経営班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年（2022年）2月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社 熊本支店
熊本市中央区九品寺一丁目2番11号
- 5 落札金額
19,800,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,800,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和4年（2022年）1月14日